



※※※ 令和 8 年度税制改正大綱の内容を解説！ ※※※

令和 8 年度の税制改正大綱が令和 7 年 12 月 26 日に閣議決定されました。早速 121 ページある大綱から気になったものをピックアップしていきます。

（1）年収の壁と扶養控除範囲の見直し

「年収の壁」とはいくらまでの収入なら所得税がかからないかというラインのことで、**給与収入のみの場合の金額が令和 7 年から 103 万円→160 万円に改正されました。これが令和 8 年から 178 万円に再度改正されます。**基礎控除の最大額が 95 万円から 104 万円に、給与所得控除の最低保証額が 65 万円から 74 万円に改正されたため、 $104 + 74 = 178$ 万円に年収の壁が変わりました（ただし令和 10 年以降はまた見直される予定）。なおこの年収の壁はあくまで所得税に関してなので、住民税は 108 万円からかかります。

またこの年収の壁はあくまで「本人に」所得税がかからないラインなので、178 万円までなら税金上の扶養に入れるという意味ではありません。**扶養に入れるのは給与収入の場合、基礎控除（本則）62 万円 + 給与所得控除（特例を除く金額）69 万円 = 131 万円まで**（令和 7 年は 123 万円まで、それ以前は 103 万円まで）です。社会保険の扶養判定も 130 万円ですので、ざっくりと「税金も社会保険も 130 万円まで」を目安に考えてもいいでしょう。

（2）暗号資産の課税見直し

暗号資産への課税が 20% 申告分離課税になります（金商法改正の翌年 1 月 1 日から）。現状の総合課税では最大 55% 課税されるため利益確定をためらっていた方も多いと思われますが、今後は上場株式と同様の課税になる（3 年間の損失繰越控除も使える）ため、より取引しやすくなつたと言えます。

ただし特定口座の制度はないので、源泉徴収はされないため今後も必ず確定申告は必要になります。また確定ではありませんが、国外転出時課税の対象になる（対象資産を 1 億円以上所有していた場合（売却していなくても）出国時に含み益に対して課税される）、国外取引所で取引したものは分離課税の対象から外される、という内容がセットになる可能性が高いです。

（3）免税事業者からの仕入税額控除の特例の改正（インボイス関連）

免税事業者に支払った経費につき消費税部分の 80% を控除できる特例が令和 8 年 9 月で終りますが、その後の特例スケジュールが変更になり、**令和 10 年 9 月まで 70% 控除、令和 12 年 9 月まで 50% 控除、令和 13 年 9 月まで 30% 控除**となりました（改正前は令和 11 年 9 月まで 50% 控除のみ）。また元免税事業者の納税額を軽減するいわゆる「2 割特例」についても令和 8 年 9 月で終りますが、その後**令和 10 年 9 月まで「3 割特例」が追加**されます。

（4）少額減価償却資産の特例の改正

青色事業者が**全額減価償却費で落とせる固定資産の額が 30 万円→40 万円未満**に。ただし年間合計 300 万円までが上限、という要件はそのままです。大綱には明記されていませんが、おそらく令和 8 年 4 月から適用されると思われます。